

許可番号 第00757005618号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社京葉興業
代表取締役 鈴木宏和

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和元年12月17日
令和4年8月22日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①汚泥（特定有害産業廃棄物）②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）⑤ばいじん（特定有害産業廃棄物）⑥廃石綿等
以上6種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況
裏面記載のとおり

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成 5 年 8 月 23 日	
変更許可年月日	平成 6 年 1 月 11 日	
変更許可年月日	平成 8 年 9 月 3 日	
変更許可年月日	平成 9 年 11 月 11 日	
変更許可年月日	平成 10 年 6 月 4 日	
更新許可年月日	平成 10 年 8 月 23 日	
変更許可年月日	平成 13 年 9 月 17 日	
変更届出年月日	平成 14 年 9 月 20 日	(住所の変更)
変更届出年月日	平成 15 年 7 月 23 日	(代表者の変更)
更新許可年月日	平成 15 年 8 月 23 日	
変更許可年月日	平成 17 年 4 月 13 日	(汚泥のシアン化合物の追加)
変更許可年月日	平成 17 年 7 月 6 日	(廃油のベンゼンの追加)
変更許可年月日	平成 17 年 12 月 12 日	(汚泥、廃油の特定有害産業廃棄物及び廃石棉等の追加)
変更許可年月日	平成 20 年 4 月 17 日	(廃アルカリのベンゼンの追加)
更新許可年月日	平成 20 年 8 月 23 日	
変更許可年月日	平成 22 年 10 月 18 日	(廃アルカリのジクロロメタンの追加)
変更許可年月日	平成 23 年 5 月 27 日	(廃油のシス-1, 2-ジクロロエチレンの追加)
変更届出年月日	平成 24 年 11 月 9 日	(住所の変更)
優良確認年月日	平成 25 年 5 月 28 日	(優良確認に伴い平成 27 年 8 月 22 日まで有効期間延長)
変更許可年月日	平成 25 年 12 月 16 日	(汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカリの 1, 4-ジオキサンの追加)
更新許可(優良認定)年月日	平成 27 年 9 月 4 日	(有効期間 平成 27 年 8 月 23 日～令和 4 年 8 月 22 日)
変更許可年月日	平成 30 年 5 月 16 日	(ばいじんの追加)
変更許可年月日	令和 元年 12 月 17 日	(汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカリの特定有害産業廃棄物の追加)

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

- ① 汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエチレン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは 1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上16項目
- ② 廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は 1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上12項目
- ③ 廃酸 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は 1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上12項目
- ④ 廃アルカリ (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は 1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上12項目
- ⑤ ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6項目

以上5種類

以下余白